

豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、豊中市(以下「発注者」という。)が委託するごみ収集運搬業務(以下「委託業務」という。)の処理について、必要なことを定める。

(適用範囲)

第2条 委託業務の処理について、この仕様書のほか、別に定める特記仕様書によるものとする。

(ごみの種別)

第3条 この仕様書において、ごみ種とは、次の各号による家庭から排出される一般廃棄物(以下「一般廃棄物」という。)とする。

- (1) 「可燃ごみ」の収集日に可燃ごみとして排出されたもの(以下「可燃ごみ」という。)
- (2) 「不燃ごみ」の収集日に不燃ごみとして排出されたもの(以下「不燃ごみ」という。)
- (3) 「ビン」の収集日にビンとして排出されたもの(以下「ビン」という。)
- (4) 「粗大ごみ」の収集日に粗大ごみとして、粗大ごみ受付センターが指定した受付番号等を付して排出されたもの(以下「粗大ごみ」という。)

(委託区域・ごみ種及び収集対象)

第4条 発注者が、ごみ収集運搬業務受注者(以下「受注者」という。)に委託する区域・収集するごみ種及び収集対象人口は特記仕様書による。

(収集日程)

第5条 発注者が、受注者に委託する区域の収集日程は特記仕様書に定める。

(搬送先)

第6条 受注者が収集した受託区域内の一般廃棄物は、以下各号により豊中市伊丹市クリーンランドにあるごみ処理施設等に搬入すること。特に発注者が指定した場合を除いて他の場所に搬入・投棄してはならない。

- (1) 可燃ごみは、焼却施設に搬入すること。
- (2) 不燃ごみは、スリーＲ・センター内粗大・不燃ごみピットに搬入すること。
- (3) ビンは、スリーＲ・センター内びん受入貯留ヤードに搬入すること。
- (4) 粗大ごみのうち、可燃物は焼却施設に、不燃物はスリーＲ・センター内粗大・不燃ごみピットに搬入すること。

(提出書類及び報告書など)

第7条 受注者は、収集運搬業務実施計画書(様式1-1)、収集運搬業務作業計画書(様式1

ー 2)、委託業務に従事する受注者の使用人(以下「委託業務従事者」という。)の氏名及び必要な免許証の写し並びに委託業務に使用する収集運搬車両などについて記載した書面を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。記載した事項に変更あるときも同様とする。

2 前項に定める書面の提出期日は、次のとおりとする。

(1) 業務開始 2 月前までとする。

(2) 前号に基づいて提出した後は、毎年度、記載した事項の変更の有無にかかわらず、次年度の業務開始 2 月前までとする。

(3) 記載した事項に変更が生じるときは、速やかに提出するものとする。

3 受注者は、収集曜日の委託業務終了後、収集業務日報(様式 2)を作成し、計量伝票を添えて発注者に提出しなければならない。

4 受注者は、毎月ごとの委託業務完了後、ごみ収集運搬業務完了報告書(様式 3)を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。

(臨機の措置)

第 8 条 受注者は、自然災害など不測の事態が発生したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに発注者に連絡しその指示を受けるとともに、災害防止のため臨機の措置をとらなければならない。

2 受注者は、前項の措置について遅滞なく、発注者に自然災害時等対応措置報告書(様式 4)で報告しなければならない。

3 発注者は、災害防止など緊急の必要があるときは、受注者に対し臨機の措置を求めることができる。

(人員、車両など)

第 9 条 委託業務の処理に当たっては、受注者は一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条)に従うとともに、十分な人員、機材及びごみ種に適した収集運搬車両などを配備すること。状況により配備することができない場合は、発注者の承諾を得ること。

2 受注者は、委託区域ごとに委託業務の現場における管理をつかさどる専任の責任者(以下「現場管理責任者」という。)を定め、その者の住所、氏名、連絡先などを発注者に現場管理責任者選任届(様式 1-3 (1))で報告しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、委託業務を遂行するため、5 台以上の収集運搬車両の運行管理を行う受注者は、現場管理責任者を補佐する副現場管理責任者(以下「副現場管理責任者」という。)を 1 名以上定め、その者の住所、氏名、連絡先などを発注者に副現場管理責任者選任届(様式 1-3 (2))で報告しなければならない。なお、提出期日については、第 7 条第 2 項を準用する。

4 発注者は、現場管理責任者及び副現場管理責任者並びに委託業務従事者のうち、著しく委託業務の処理について不適当と認められる者がいるときは、理由を明示して変更を求

めることができる。

- 5 現場管理責任者及び副現場管理責任者は、委託業務の指揮、監督及び処理状況の確認、車両の運行及び安全運転管理、発注者との連絡調整などにあたること。
- 6 収集運搬においては、運転手 1 名、作業員 1 名以上の乗務とし、いかなるときにおいても一人乗務は絶対にしないこと。
- 7 受注者は、委託業務に使用する収集運搬車両について、自己の費用負担により自動車保険(対人無制限、対物 1,000 万円以上。)に加入すること。

(機材の調達及び点検)

- 第 10 条 受注者は、委託業務の処理に必要な収集運搬車両などの機材は、自己の責任で調達しなければならない。
- 2 収集運搬車両は、大気汚染の防止等を勘案し、より環境への負荷の少ない車両にするよう努めること。
 - 3 収集運搬車両などの機材は、善良なる管理者の注意を持って法令による点検整備のほか十分な日常点検及び整備を実施し、適切かつ清潔な状態を常に保持すること。
 - 4 発注者は、受注者が委託業務の処理に使用する収集運搬車両などの機材について随時点検し、必要あるときは、取換え又は補修を命じることができる。

(収集運搬車両の仕様)

- 第 11 条 受注者が調達する収集運搬車両は、次の各号の仕様を満足すること。
- (1) ごみや汚水の飛散及び流出、悪臭が漏れるおそれのない構造であること。
 - (2) 消火器及び箒、チリトリなどの清掃用具を常備しておくこと。
 - (3) 収集運搬車両後部に後方から容易に確認できる、「作業中」の表示灯等を設けるなど事故防止に配慮したものであること。
 - (4) 運転席の両扉外部に、「豊中市委託」の文字を書き入れた表示板等を取り付けること。ただし、委託業務以外の業務に収集運搬車両を使用するときは、その表示板等を取り付けてはならない。文字の大きさ、色については特記仕様書による。
- 2 受注者は、収集運搬業務の安全確保及び事故発生時の状況確認等のため、業務に使用する収集運搬車両にドライブレコーダー等を搭載し、適正に管理・運用するものとする。
- なお、ドライブレコーダーは、必要な期間の記録保存が可能な性能を有するものとし、記録媒体は、前部及び後部の映像を含め 7 日程度以上の記録が可能なものとする。
- 3 収集運搬車両が整備点検等で委託業務に使用できないときに備え、予備車としてあらかじめ収集運搬車両一覧表(様式 1-1(2))で発注者の承認を得ておくこと。
 - 4 前項の予備車には、第 1 項第 4 号の規定を適用する。

(委託業務従事者の行為に対する受注者の責任など)

- 第 12 条 受注者は、委託業務従事者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- 2 受注者は、本仕様書に定めるもののほか、委託業務の処理に当たり、委託業務従事者に

対して必要な指導及び教育を行わなければならない。

- 3 受注者は、運転業務に従事する者に対して、業務従事前に関、アルコール類を飲用していないこと及び免許停止・取消等の処分を受けていないことを確認しなければならない。
- 4 発注者は、受注者の委託業務従事者について不適当と認める者があるときには、受注者に対して、当該委託業務従事者の再指導及び再教育を行うよう求めることができる。
- 5 受注者は、委託業務従事者に対して、契約書及びこの仕様書を熟知させなければならない。
- 6 受注者は、委託業務従事者の服務、言動及び車両運行に十分注意し、常に親切かつ丁寧な奉仕の精神を徹底させ、市民に不快・不信の念を与えないよう、常に委託業務従事者を研修指導しなければならない。
- 7 受注者は、委託業務従事者に対し、次に掲げる研修を毎年実施し、その結果を発注者に研修実施報告書(様式5)で報告するとともに、指導監督に努めなければならない。
 - (1) 人権を傷つけることがないようにするための人権研修
 - (2) 交通事故防止のための交通安全研修
 - (3) 災害防止のための安全衛生研修
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関連法令の遵守に係る研修
- 8 受注者は、発注者が前項に掲げる研修のほか、委託業務の従事に関し必要な研修を実施し、その結果を発注者に研修実施報告書(様式5)で報告するとともに、指導監督に努めなければならない。
- 9 受注者は、自己の委託業務従事者の健康管理、福利厚生に責任を持つとともに、不都合があるときは、交替等の措置をとらなければならない。
- 10 受注者は、業務に係る事故が生じたときは、発注者に遅滞なく交通事故報告書(様式6-1)又は事故報告書(様式6-2)で報告すること。
- 11 交通事故などで受注者又は委託業務従事者が第三者に損害を与えたときは、受注者の責任において誠意を持って解決に当たること。また、その経過及び示談結果などを、遅滞なく発注者に対して事故経過報告書(様式7)で報告すること。
- 12 受注者は、委託業務の処理に当たっては、発注者の計画や指示する事項を守らなければならない。
- 13 受注者は他の区域を対応するときは、当該区域を終了した後、対応しなければならない。
- 14 受注者は、環境省や厚生労働省が公表している「暑さ指数(WBGT)」や各種ガイドラインなどに基づいた熱中症対策を講じなければならない。

(業務の引継ぎ)

第13条 受注者は、発注者の求めるところにより、委託業務履行期間満了前に発注者又は発注者の指定する者に、委託地区のステーションの位置や収集経路等の業務引継ぎを行

わなければならない。

(委託業務の作業基準)

第14条 受注者は、委託業務の処理に当たっては、次の各号の作業基準を遵守すること。

- (1) 収集作業は、午前収集を基本（粗大ごみ・ビンは除く）とし午前8時30分以降から始めることとする。（発注者が指定する地区は除く）
- (2) 集積場所に排出された収集すべきごみを完全に収集し、集積場所の清潔保持に努めるものとする。
- (3) 業務に従事する者は、作業着等を着用し、氏名を明らかにする名札を上着左胸部に付けること。また、着衣は常に清潔を保つこと。
- (4) 収集対象外のごみが排出されているときは、発注者の指示に従い臨機の処置をとること。
- (5) 収集に当たっては、定期的にパトロールを行うなど、円滑・安全な収集に努めること。
- (6) 発注者の業務時間中に収集もれ、積み残し、収集後の後出し等により収集依頼があった場合、発注者の指示に従い速やかに収集すること。また、発注者に収集もれ等対応措置報告書(様式8)で報告すること。
- (7) 受注者は、市民サービスの確保及び生活環境の維持を図るため、発注者が指定する対象物（中身入りスプレー缶及びライター等）について、手渡しによる収集その他必要な対応を行うものとする。
- (8) 車両積載重量、制限速度などの交通法規を守ること。
- (9) 発注者の指示(業務指示書(様式9))に基づき、軽微な伝達業務などを行うこと。
- (10) 市民の苦情・要望事項については、誠意をもって対応すること。また、問題やトラブルが生じたときは、速やかに発注者に連絡し、指示を受け、解決に向けて迅速に対応すること。いずれも遅滞なく発注者に苦情・要望等措置報告書(様式10)で報告すること。
- (11) 受注者は、ロボットゲートを設置している集合住宅などの、開門センサーを発注者から貸与されたときは、本委託業務の目的以外のために、使用してはならない。
また、善良なる管理者の注意をもって、当該センサーを使用・保管しなければならない。貸与時に開門センサー借用書(様式11-1)を提出するものとし、契約の終了などにより当該センサーが不要となったときは、開門センサー返却書(様式11-2)とともに直ちに発注者に返却すること。
- (12) 第6号及び第10号については、作業終了後においても、本市からの連絡や収集作業等に対応できる体制をとること。

2 前項各号のほか、特記仕様書で指示ある場合は、発注者が作成したマニュアルに基づき処理すること。

(搬入時の基準)

第15条 豊中市伊丹市クリーンランド等における、搬入作業基準は次のとおりとする。

- (1) 豊中市伊丹市クリーンランド職員等(以下「職員」という。)の指示に従うこと。
- (2) その日に収集した一般廃棄物は、当日に搬入すること。
- (3) 搬入時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分(午後 12 時 30 分から午後 12 時 45 分までの間を除く。)までとする。やむを得ない事由により搬入時間外になるときは、あらかじめ発注者に連絡を行い、その承諾を得ること。また、遅滞なく発注者に搬入遅延に関する報告書(様式 1 2)で報告すること。
- (4) 搬入車両は必ず計量を受けること。計量用カード(以下「計量カード」という。)は、本委託業務以外に使用しないこと。また、計量カードを受け取った際には計量用(I D)カード借用書(様式 1 3-1)を提出し、契約の終了など計量カードが不要となったときは、計量用(I D)カード返却書(様式 1 3-2)とともに計量カードを直ちに発注者に返却すること。
- (5) 決められたルートを走行し、構内の制限速度や、一旦停止などを遵守すること。
- (6) 収集した一般廃棄物をピット内に投入するときは職員の指示に従い、後退するときは作業員が誘導を行い、車止めにはゆっくりと接すること。なお、作業員が車止めの手前に引かれたラインよりピット側へ進入する場合は、安全帯を着用すること。
- (7) 収集した一般廃棄物は確実にごみピットに投入し、投入ゲート周辺にこぼさないこと。
- (8) 構内では禁煙を遵守するなど、火気の手扱いに注意すること。

(監督官庁からの通知など)

第 1 6 条 発注者は、委託業務の処理において、必要な監督官庁から通知のあった労働安全衛生対策に係る要綱などを、受注者に周知するものとし、受注者はこれに従わなければならない。

以下余白